

瑞穂市公民館条例（平成15年瑞穂市条例第61号）新旧対照表

改正後（案）						現行					
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）					
館名	区分 室名	使用料				館名	区分 室名	使用料			
		午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時3 0分まで	全日			午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時3 0分まで	全日
穂積公民館	大ホール（全面）	円 8,900	円 8,900	円 10,300	円 28,100	穂積公民館	大ホール（全面）	円 8,300	円 8,300	円 9,900	円 26,500
	大ホール（半面）	4,400 (5,200)	4,400 (5,200)	5,200 (6,200)	14,000 (16,600)		大ホール（半面）	4,100 (5,000)	4,100 (5,000)	5,000 (6,000)	13,200 (16,000)
	大和室	2,000	2,000	2,200	6,200		大和室	1,700	1,700	2,000	5,400
	第1会議室	1,100	1,100	1,100	3,300		第1会議室	900	900	1,000	2,800
	第2会議室	1,100	1,100	1,100	3,300		第2会議室	900	900	1,000	2,800
	第3会議室	1,100	1,100	1,100	3,300		第3会議室	900	900	1,000	2,800
	第4会議室	1,100	1,100	1,100	3,300		第4会議室	900	900	1,000	2,800
	第1修養室	1,100	1,100	1,100	3,300		第1修養室	900	900	1,000	2,800
	第2修養室	1,100	1,100	1,100	3,300		第2修養室	900	900	1,000	2,800
	第3修養室	500	500	700	1,700		第3修養室	400	400	600	1,400
	調理室	2,000	2,000	2,000	6,000		調理室	1,700	1,700	1,700	5,100
巢	多目的ホール（全	8,900	8,900	10,300	28,100	巢	多目的ホール（全	8,300	8,300	9,900	26,500

南 公 民 館	面)				
	多目的ホール（半	4,400	4,400	5,200	14,000
	面)	(5,200)	(5,200)	(6,200)	(16,600)
	第1講義室	1,100	1,100	1,100	3,300
	第2講義室	1,100	1,100	1,100	3,300
	ふれあいホール	4,400	4,400	5,200	14,000
	第1研修室	1,100	1,100	1,100	3,300
	第2研修室	1,100	1,100	1,100	3,300
	和室研修室1	1,100	1,100	1,100	3,300
	和室研修室2	1,100	1,100	1,100	3,300
	調理室	2,000	2,000	2,000	6,000

備考

- この表中において、大ホール（半面）及び多目的ホール（半面）の0書き金額は、ステージ側半面とステージを使用する場合の使用料とする。
- 公民館の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

南 公 民 館	面)				
	多目的ホール（半	4,100	4,100	5,000	13,200
	面)	(5,000)	(5,000)	(6,000)	(16,000)
	第1講義室	900	900	1,000	2,800
	第2講義室	900	900	1,000	2,800
	ふれあいホール	4,100	4,100	5,000	13,200
	第1研修室	900	900	1,000	2,800
	第2研修室	900	900	1,000	2,800
	和室研修室1	900	900	1,000	2,800
	和室研修室2	900	900	1,000	2,800
	調理室	1,700	1,700	1,700	5,100

備考

- この表中において、大ホール（半面）及び多目的ホール（半面）の0書き金額は、ステージ側半面とステージを使用する場合の使用料とする。
- 公民館の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

瑞穂市体育施設条例（平成15年瑞穂市条例第63号）新旧対照表

改正後（案）							現行								
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）								
施設名称		利用区分	使用料					施設名称		利用区分	使用料				
			午前6時30分から午前8時30分まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	全日				午前6時30分から午前8時30分まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	全日
瑞穂市体育館	球技場（全面）	円	円	円	円	円	瑞穂市体育館	球技場（全面）	円	円	円	円	円		
		—	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>4,900</u>		—	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>4,300</u>			
	球技場（半面）	円	円	円	円	円	球技場（半面）	円	円	円	円	円			
		—	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,600</u>		—	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,300</u>			
	柔道場	円	円	円	円	円	柔道場	円	円	円	円	円			
		—	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,600</u>		—	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,300</u>			
瑞穂市穂積グラウンド	剣道場（卓球場）	円	円	円	円	円	瑞穂市穂積グラウンド	剣道場（卓球場）	円	円	円	円	円		
		—	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,600</u>			—	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,300</u>		
	卓球台（1台）	円	円	円	円	円		卓球台（1台）	円	円	円	円	円		
		—	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	—			—	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	—		
瑞穂市穂積グラウンド	サーキットトレーニング室	円	円	円	円	円	瑞穂市穂積グラウンド	サーキットトレーニング室	円	円	円	円	円		
		—	1人1回 <u>150</u>			—			—	1人1回 <u>110</u>			—		
瑞穂市穂積グラウンド	半面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>4,300</u>	<u>9,900</u>	瑞穂市穂積グラウンド	半面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>3,900</u>	<u>8,700</u>		

瑞穂市穂積第2グラウンド	1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	—	<u>5,600</u>
瑞穂市糸貫川運動公園	1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>4,300</u>	<u>9,900</u>
瑞穂市糸貫川グラウンド	全面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	—	<u>5,600</u>
瑞穂市五六川グラウンド	1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	—	<u>5,600</u>
瑞穂市生津スポーツ広場	グラウンド全面	<u>2,500</u>	<u>4,900</u>	<u>4,900</u>	—	<u>12,300</u>
	グラウンド半面	<u>1,300</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>	—	<u>6,100</u>
	テニスコート1面（休日）	—	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>4,000</u>	<u>7,200</u>
	テニスコート1面（平日）	—	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>4,000</u>	<u>6,400</u>
瑞穂市巢南グラウンド	1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>4,300</u>	<u>9,900</u>
瑞穂市中ふれあい広場	グラウンド1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	—	<u>5,600</u>

瑞穂市穂積第2グラウンド	1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	—	<u>4,800</u>
瑞穂市糸貫川運動公園	1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>3,900</u>	<u>8,700</u>
瑞穂市糸貫川グラウンド	全面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	—	<u>4,800</u>
瑞穂市五六川グラウンド	1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	—	<u>4,800</u>
瑞穂市生津スポーツ広場	グラウンド全面	<u>2,100</u>	<u>4,300</u>	<u>4,300</u>	—	<u>10,700</u>
	グラウンド半面	<u>1,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	—	<u>5,300</u>
	テニスコート1面（休日）	—	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>3,400</u>	<u>6,200</u>
	テニスコート1面（平日）	—	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>3,400</u>	<u>5,400</u>
瑞穂市巢南グラウンド	1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>3,900</u>	<u>8,700</u>
瑞穂市中ふれあい広場	グラウンド1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	—	<u>4,800</u>

	テニスコート（休日）	—	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	—	<u>3,000</u>
	テニスコート（平日）	—	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	—	<u>2,200</u>
瑞穂市西ふれあい広場	1面	<u>1,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	—	<u>5,600</u>
瑞穂市弓道場	団体利用	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>5,100</u>
	個人利用	—	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	—

備考

- 市内在住者、在勤者又は在学者以外の者が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とする。
 - 瑞穂市体育館の卓球台
 - 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
 - 瑞穂市生津スポーツ広場のテニスコート
 - 瑞穂市中ふれあい広場のテニスコート
 - 瑞穂市弓道場
- 体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 瑞穂市体育館の卓球台

	テニスコート（休日）	—	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	—	<u>2,600</u>
	テニスコート（平日）	—	<u>900</u>	<u>900</u>	—	<u>1,800</u>
瑞穂市西ふれあい広場	1面	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	—	<u>4,800</u>
瑞穂市弓道場	団体利用	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>4,300</u>
	個人利用	—	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	—

備考

- 市内在住者、在勤者又は在学者以外の者が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とする。
 - 瑞穂市体育館の卓球台
 - 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
 - 瑞穂市生津スポーツ広場のテニスコート
 - 瑞穂市中ふれあい広場のテニスコート
 - 瑞穂市弓道場
- 体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 瑞穂市体育館の卓球台

(2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室

(3) 瑞穂市弓道場の個人利用

3 この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

(2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室

(3) 瑞穂市弓道場の個人利用

3 この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

瑞穂市立学校体育施設開放条例（平成15年瑞穂市条例第64号）新旧対照表

改正後（案）							現行										
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）										
区分				使用料					区分				午前6時 30分 から午前8 時30分 まで	午前9時 から午後0 時30分 まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時30分 まで	全日
				午前6時 30分 から午前8 時30分 まで	午前9時 から午後0 時30分 まで	午後1時 から午後5 時まで	午後6時 から午後9 時30分 まで	全日									
穂積中 学校	運動場			円	円	円	円	円	穂積中 学校	運動場			円	円	円	円	円
				<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	—	<u>2,100</u>					<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	—	<u>1,800</u>
	体育館	アリー ナ	全面	<u>900</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>5,800</u>		体育館	アリー ナ	全面	<u>700</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>5,000</u>
			片面	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>				片面		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>
		柔道場		<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>			柔道場		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,700</u>
		剣道場		<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>			剣道場		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,700</u>
		卓球場		<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>			卓球場		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,700</u>
	テニスコート		1面	—	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	—	<u>3,200</u>		テニスコート		1面	—	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	—	<u>2,800</u>
穂積北 中学校	運動場			<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>4,400</u>	<u>6,500</u>	穂積北 中学校	運動場			<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>3,900</u>	<u>5,700</u>
	体育館	アリー ナ	全面	<u>900</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>5,800</u>		体育館	アリー ナ	全面	<u>700</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>5,000</u>
			片面	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>				片面		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>
		柔道場		<u>500</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>3,100</u>			柔道場		<u>400</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2,700</u>

	剣道場			500	800	800	1,000	3,100
	テニスコート		1面	—	1,600	1,600	—	3,200
	運動場			500	800	800	4,400	6,500
巢南中学校	体育館	アリーナ	全面	900	1,500	1,500	1,900	5,800
			半面	500	800	800	1,000	3,100
		柔道場		500	800	800	1,000	3,100
		剣道場		500	800	800	1,000	3,100
		卓球場		500	800	800	1,000	3,100
		ミーティング室	1室	500	800	800	900	3,000
	テニスコート		1面	—	1,600	1,600	—	3,200
穂積小学校	運動場			500	800	800	—	2,100
	体育館	アリーナ	全面	900	1,500	1,500	1,900	5,800
			半面	500	800	800	1,000	3,100
		ミーティング室	1室	500	800	800	900	3,000
本田小学校	運動場			500	800	800	—	2,100
	体育館	アリーナ	全面	900	1,500	1,500	1,900	5,800
			半面	500	800	800	1,000	3,100
		ミーテ	1室	500	800	800	900	3,000

巢南中学校	剣道場			400	700	700	900	2,700
	テニスコート		1面	—	1,400	1,400	—	2,800
	運動場			400	700	700	3,900	5,700
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		柔道場		400	700	700	900	2,700
		剣道場		400	700	700	900	2,700
		卓球場		400	700	700	900	2,700
		ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600
テニスコート		1面	—	1,400	1,400	—	2,800	
穂積小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		ミーティング室	1室	400	700	700	800	2,600
本田小学校	運動場			400	700	700	—	1,800
	体育館	アリーナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		ミーテ	1室	400	700	700	800	2,600

		イング 室						
牛牧小	運動場			500	800	800	—	2,100
学校	体育館	アリー ナ	全面	900	1,500	1,500	1,900	5,800
			半面	500	800	800	1,000	3,100
		ミーテ ィング 室	1室	500	800	800	900	3,000
生津小	運動場			500	800	800	—	2,100
学校	体育館	アリーナ		500	800	800	1,000	3,100
南小学	運動場			500	800	800	—	2,100
校	体育館	アリーナ		500	800	800	1,000	3,100
中小学	運動場			500	800	800	—	2,100
校	体育館	アリーナ		500	800	800	1,000	3,100
西小学	運動場			500	800	800	—	2,100
校	体育館	アリーナ		500	800	800	1,000	3,100

備考

- 1 開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 各中学校の体育館の冷暖房設備にあっては、1時間につき2,000円を加算する。

		イング 室						
牛牧小	運動場			400	700	700	—	1,800
学校	体育館	アリー ナ	全面	700	1,300	1,300	1,700	5,000
			半面	400	700	700	900	2,700
		ミーテ ィング 室	1室	400	700	700	800	2,600
生津小	運動場			400	700	700	—	1,800
学校	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
南小学	運動場			400	700	700	—	1,800
校	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
中小学	運動場			400	700	700	—	1,800
校	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700
西小学	運動場			400	700	700	—	1,800
校	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2,700

備考

- 1 開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 各中学校の体育館の冷暖房設備にあっては、1時間につき2,000円を加算する。

瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表第1（第13条関係）							別表第1（第13条関係）						
区分			使用料				区分			使用料			
			午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	全日				午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	全日
1階	大ホール	平日	円	円	円	円	1階	大ホール	平日	円	円	円	円
			<u>23,700</u>	<u>27,100</u>	<u>40,500</u>	<u>91,300</u>				<u>21,600</u>	<u>24,700</u>	<u>37,200</u>	<u>83,500</u>
		休日	<u>31,700</u>	<u>36,300</u>	<u>54,000</u>	<u>122,000</u>			休日	<u>28,900</u>	<u>33,000</u>	<u>49,600</u>	<u>111,500</u>
	楽屋1		<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>4,100</u>		楽屋1		<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>1,700</u>	<u>3,800</u>
	楽屋2		<u>700</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>2,400</u>		楽屋2		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>2,100</u>
	楽屋3		<u>700</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>2,400</u>		楽屋3		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>2,100</u>
	2階 多目的ホール		<u>4,700</u>	<u>5,500</u>	<u>8,100</u>	<u>18,300</u>		2階 多目的ホール		<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>7,400</u>	<u>16,700</u>
3階	栄養指導室・調理実習室		<u>3,200</u>	<u>3,600</u>	<u>5,500</u>	<u>12,300</u>	3階	栄養指導室・調理実習室		<u>2,900</u>	<u>3,300</u>	<u>5,000</u>	<u>11,200</u>
4階	リハーサル室		<u>1,700</u>	<u>2,000</u>	<u>2,700</u>	<u>6,400</u>	4階	リハーサル室		<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,400</u>	<u>5,500</u>
	和室研修室		<u>3,800</u>	<u>4,500</u>	<u>6,500</u>	<u>14,800</u>		和室研修室		<u>3,400</u>	<u>4,000</u>	<u>6,000</u>	<u>13,400</u>
	創作室1		<u>1,700</u>	<u>2,000</u>	<u>2,700</u>	<u>6,400</u>		創作室1		<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,400</u>	<u>5,500</u>
	創作室2		<u>1,700</u>	<u>2,000</u>	<u>2,700</u>	<u>6,400</u>		創作室2		<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,400</u>	<u>5,500</u>
	OA研修室		<u>2,500</u>	<u>2,800</u>	<u>4,200</u>	<u>9,500</u>		OA研修室		<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,700</u>	<u>8,200</u>

5階	第1会議室	1,700	2,000	2,700	6,400
	第2会議室	1,700	2,000	2,700	6,400
	第3会議室	1,700	2,000	2,700	6,400
	第4会議室	3,200	3,600	5,500	12,300
	修養室	1,700	2,000	2,700	6,400

備考

- この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料等が1人当たり3,000円以下の場合 100分の50
 - 入場料等が1人当たり3,000円を超える場合 100分の100
- 利用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 4階の和室研修室を仕切って利用する場合の使用料は、使用料にその割合を乗じて得た額とする。
- 利用時間が、この表に区分する利用時間に満たない場合でも時間割による計算は行わない。
- 使用料を算出する際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5階	第1会議室	1,400	1,700	2,400	5,500
	第2会議室	1,400	1,700	2,400	5,500
	第3会議室	1,400	1,700	2,400	5,500
	第4会議室	2,900	3,300	5,000	11,300
	修養室	1,400	1,700	2,400	5,500

備考

- この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料等が1人当たり3,000円以下の場合 100分の50
 - 入場料等が1人当たり3,000円を超える場合 100分の100
- 利用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 4階の和室研修室を仕切って利用する場合の使用料は、使用料にその割合を乗じて得た額とする。
- 利用時間が、この表に区分する利用時間に満たない場合でも時間割による計算は行わない。
- 使用料を算出する際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

